
令和5年度第2回奥州市自治基本条例推進委員会 会議要旨

◎開催日時 令和6年3月22日（金）午前10時から午後0時10分まで

◎開催場所 奥州市江刺総合支所 3階 311会議室

◎出席委員 10名

（事務局） 地域づくり推進課 4名

◎ 会議の要旨

◆開会前 奥州市民憲章唱和

1 開会 事務局

2 挨拶 協働まちづくり部長

3 協議（発言の要旨）

協議の進行は、この委員会の設置要綱の規定に基づき会長にお願いする。

(1) 令和6年度市民参画手続の実施予定について

① 第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂（実施予定）

担当課説明（政策企画課）

◎委員）各地区での説明会はあるのか。

⇒担当課）説明会は予定していない。今回は改定のため、実際は国や県の改定に伴って中身を反映させるという意味合いが強いので、地区での説明会等は予定していない。

◎八幡委員）本日7つの案件全てに共通するが、パブリックコメントについて、A B C Dの判定がある。パブリックコメントには賛成意見も出していいものと思っている。むしろ賛成意見をどんどん出してもらったほうがいい。そうすると、Bの「既に計画に反映済み」という記載だと、何となく、書いてあるよねと捉えられているのでは、要するに賛成のつもりで出しているが、もう起債済みで書いていますよと返答されてしまうと、きちんと読んでいないと思われるのではと思ってしまう。なので、もう少し返答の仕方に工夫があればいいと感じている。パブリックコメントはまず計画を読んでもらうことが大事なので、その呼び掛けにも工夫が必要ではないか。また、意見の出すと本当に反映されることがあるので、反映されることもあるよと声を大にして言いたい、なかなか1人の発信では伝わらないこともあるので、パブリックコメントを頑張っで欲しいと思っている。

⇒事務局）全体に共通のご意見ということなので事務局からお答えする。賛成する前提でのコメントを出していただくことはありがたい。もう一つは、返答に工夫をということだが、当然に意見を拝見した上でコメントしているので、ご指摘の通り返答の仕方を工夫するというについて共通事として反映していきたい。さらに、まず読んでもらうことが基本だというご指摘もあったので、パブリックコメントに付す場合は、そこを留意して意見の募集を呼びかけるということを工夫していきたいと考えている。

◎委員）奥州市におけるDXの最新の状況、こういうものが変わったよというところを伺いたい。

⇒事務局）先日、市民の皆さんにもお知らせしたが、公共施設の予約がスマホやネット上でできるようになった。今後、支払いなどもキャッシュレスでできるようなシステムを導入したが、デジタルでの予約について3月1日に本格的にスタートさせている。これは将来的に人口減少、施設管理のマンパワーが減ったときに、DXを活用しながら運用したいということも念頭に置きながら継続して進めている。さらに、使う側もスマホなどに慣れてないと予約

できなので、高齢者のデジタル研修会を全域で実施している。これがどんどん拡大すると地域コミュニティバスとか公共交通もデジタルを活用していくということも考えながら、現在推進をしている。

⇒委員) 公共施設の予約システムは実際に使っているが、わざわざ行く必要がないということで便利になった。

② 奥州市放課後子どもプラン(第六次)の見直し(実施予定)

担当課説明(生涯学習スポーツ課)

◎委員) 附属機関について。奥州市の最高規範である自治基本条例に「正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含める」と規定されているにも関わらず、なぜ今まで公募委員が入っていないのか。以前からの流れなのか。

⇒担当課) 添付した奥州市放課後子どもプラン運営委員会設置要領に規定している方々を今までもお願いしてきたという経過がある。

⇒委員) 条例であればまだしも、あくまでも要領である。担当者に言われても困ると思うが、公募委員をぜひ入れてほしいと思う。

⇒事務局) 添付した通り、この要領は平成19年の教育長決裁になっている。その時期は自治基本条例の規定がまだ浸透していない時ではなかったかと推測する。今のご意見については、自治基本条例の趣旨に沿って検討をお願いすると担当課に伝える。

したいというような形で、意見させていただきたいと思います。

⇒委員) 現在の第5次の計画において、相対的に見てこの事業が実際にその需要に全てかなっているのかどうか伺う。

⇒担当課) 毎年進捗状況を確認しているが、計画を立てた5年前と結構ずれが出てきている。需要にかなっているのか、まずアンケートをとって、現在どのようなニーズがあるのかを把握し、できるだけそれに沿うように見直していきたい。

⇒事務局) この計画の担当部長なので、補足説明をさせていただく。一番大きいのはやはり社会変化に伴いこの放課後対策も変わってくるということが、先日の委員会でも取り上げられた。子供がどんどん減っているので、施設の数は多くなくても本来は受け入れるはずだという意見であった、ただし、多くの企業が65歳定年制になり、さらに第70歳ぐらいまで現役で勤めるというような状況も出てきている。従来であれば60歳定年で、祖父母が家にいて面倒を見てくれたが、これからは70歳になるまではいないよと。そういう意味で、この放課後の利用は子どもが減っても横ばいか増になることから、これに対応する新たな計画を作っていかなければならないという認識でいる。

⇒委員) この質問したのは、先日、別のNPOの方に「待機なってしまった」という相談があった。そういう部分を行政としてどのように対応するのか、もし行政で対応できなければ、我々も協力させていただきたいと思っている。5次までの計画なので、おそらく資料も相当あるだろうし、推移や受け入れの想定は把握できると思う。ぜひそこのところをご理解いただきたい。

⇒委員) 関連して2点。まず、特記事項に委員構成の男女比が書いてあるのがすごくわかりやすくいい。他のところでもやってほしいと思う。もう1点、開設場所一覧に載っていない施設に子どもを預けているが、あえてここは市の補助等は一切受けないというところ。そういったところにもアンケートをとると、新しい気付きあると思うので、この一覧に載っていない、いわゆる市の補助金を受けてないところにも聞いてみてはどうか。

⇒担当課) 小学校を通じて保護者からアンケートをとるので、そういった施設を利用している人も入っているかと思う。

③ 重層的支援体制整備事業実施計画の策定（実施予定）

担当課説明（福祉課）

◎委員）何点か確認と提案をさせていただく。まず質問だが、新規事業でこれから計画を立てるということだが、今後も福祉部が中心となってやっていくのか。地域福祉推進会議で素案を提出してこの市民会議で協議を進めいくのかが確認したいこと。というのは、確かに厚労省が出していることなので、福祉部が中心になっていると思うが、地域づくりに向けた支援が柱の3つ目にある。確かに福祉サイドでまちづくりというのはいろんなコンセプトで使われるが、地域づくりとなると福祉部だけでは大変だと思う。やはり協働まちづくり部とか市民活動の方が非常に大事になってくるので、もちろんそこは連携を取る予定ではあると思うが、市民会議はほぼ福祉関係者の集まりとなっている。住民自治組織などは、それこそまさに担い手不足で、どこ行ってもいろいろ地域のことをやってくれる人がいないということで悩んでいる。それに対して、広く市民活動をやっている団体があり、福祉に限らず、むしろ福祉関係じゃない市民活動をやっている人たちの中には、自分たちでできることがあればやりたいという人たちもたくさんいる。なので、もし地域づくりまで考える、あるいは福祉関係者ではないが、この重層に関わって欲しいということを考えるのであれば、むしろ福祉に関係のない市民団体などにどんどん関わってもらえるように、今のうちからやっていったほうがいいだろうと思う。自治会とか振興会などは少しやらされ感があってやりたくないけど、自分が関心あることであれば協力したいという人たちは、若い人たちも結構いたりするので、重層にどんどんこう関わってもらうための方策は必要だと思う。あと最後に一つ、新規でこれに取り組むと先ほど説明があったが、これまでも地域共生社会の図があったり、地域包括ケアシステムの図があったりとか。もちろん別なものであることは理解しているが、またさらにこういう重層というものが出てきたとなると、市民の皆さんも困惑するというか、特にその中で活動している民生委員さんとか、地域で活動している福祉の人たちは困惑してくると思うので、そこをうまく説明していく必要があると思っている。

⇒担当課）まず1点目、福祉部でやっていくのかということについて、同じような意見が内部からも出ており、今チーム会議ということで福祉課として兼務発令されており、その中で今年は相談支援を中心に検討している。来年度はいわゆるその参加とか地域づくりというところを中心に検討を進めることとしている。ただし、その形がいわゆる福祉課の職員として発令するのか、それともテーマに応じて各部署から呼ぶのかについてはこれからの協議となる。いずれどのような形にしても、その分野の検討をする際には、地域づくり推進課とか教育委員会にも参加してもらい、体制づくりや施策づくりを進めていきたいと考えている。2つ目の、市民会議でやっていくのかということのところだが、市民会議については最終的な案に対するご意見をいただくという考えである。理念的な部分はすでに地域福祉計画でご意見をいただいているので、今回は実施体制どうするかとか、細かい事業中身どうするかといったところになるかと思う。もう1点、福祉以外のいろいろな分野の方々の方々の参入もという部分だが、やはりそういった方々をどう巻き込んでいくかというところが大きなテーマになっている。そこをやっていくのは、いわゆる中心となる職員やコーディネーターのような方が、そういったところを巻き込んで、各地域担当制みたいな形でコーディネートできるような形が望ましいのではないかと考えている。最後の新規で取り組むのかという部分だが、本年度においては、社会福祉協議会さん等で取り組んでいる地域福祉事業がすでに参加支援事業だとか、地域づくりの事業として合致すると捉えているので、その機能を膨らませたり、強化したりというような形で、この新規事業の方に活用できればと考えている。来年度もこれらをベースに、具体的な事業内容について検討することにしていく。

⇒委員）よくわかった。

⇒事務局) 協働まちづくり部の名称もでたので補足する。先般、第3次の地方制度調査会で今後の日本はこうあるべきということが出されたが、その中で、やはり全部行政だけではできないので、各地域のコミュニティの中で様々な取り組みしていかなければならないとうたわれている。この分は、国全体として進んでいるところと遅れているところがある。北上市や奥州市では、その地域制度が振興会などコミュニティ単位での取組というものは全国レベルからすると先に取り組んでいるところ。その中で、協働の指針にも、いわゆる福祉分野、教育分野などあらゆる分野で協働してやっていこうという理念を置き、市のすべての部署から課長補佐級のまちづくり推進員を組織し、会議を通して、共通認識を持っている。当然福祉分野も入っている。例えば振興会の下部組織である自治会で、ひとり暮らし老人の把握とか、防災のときの避難支援など。よって、まちづくりの観点というのは、これまでも入っていたがこの重層の中で、どのように機能を強化させていくのか議論されていくと思う。ご指摘の通り、まちづくりの視点は、どこの分野にも必ずあるという認識を持っているので補足させていただく。

④ 第3次奥州市食育推進計画の策定（実施予定）

担当課説明（健康増進課）

◎委員) 食育推進協議会委員の男女比が1対13になっている。なぜ男性がこんなに少ないのかということが一つ疑問に思った。もう少し男性の意見を入れたほうがいいと思うし、調理の専門家は男性が多いので、何も女性にこだわらなくていいと思った。

⇒担当課) 各団体に委員の推薦をお願いしているが、推薦される方は女性が多い。こちらから男性を、女性をとすることはなかなか言いづらいところがあり、各団体さんに任せているのが実情である。おるというところ。

⇒事務局) 事務局から補足させていただく。各種委員については現状として男性の方が断然多いので、いろいろな委員の推薦を依頼する際は、女性の視点を入れたいということから、できるだけ女性の推薦をと、お願いしている。ただ今の食育推進協議会に関しては、逆転が起きており、その背景には、やはり食育だと女性だよねという思いが各団体さんにあるのではと推察する。我々が推進している男女共同参画という意味合いからすれば、ご指摘のあったことを踏まえ、そういった取り組みを進めていく。この食育推進協議会に関しては、次回の改選期にどういう工夫ができるのかだが、検討事項とさせていただく。

◎委員) 資料の中に「郷土食・伝統食を伝えましょう」とあるが、もっと大きくやってもいいのではないかと。私どもの方でやっている無料食堂で必ず「はっと」が出てくる。一生懸命勉強した後、生徒たちはこの「はっと」を食べる。これは美味しい。郷土料理は「はっと」だけではなくたくさんあるはずだが、子どもたちは食べる機会がなかなかないのでは。だからもっと大きくしてもいいと思う。

⇒担当課) 参考にさせていただく。

◎委員) このアンケート調査について、調査の対象が小学5年生、中学2年生、高校2年生になっている。これまでもずっとこの対象者で行ってきたのか。また、配布物での回収を行っているようだが、回収率は高い方だったのか。

⇒担当課) まず対象の学年の考え方については、上部計画である健康奥州21プランでも同じ対象者となっており、こちらに関してもずっと同じとり方としている。あと、対象となる学年全員を対象とすることで、継続して行っている。アンケートの回収率に関しては、手元にならないため、後ほどご回答させていただく。

⑤ 第3次奥州市子どもの権利に関する推進計画の策定（実施予定）

担当課説明（こども家庭課）

◎委員) 子どもの権利に関する条例にはいろいろな役割が書いてあるが、その中で事業者にお

ける役割、要するに子育て中の親に対する事業主の役割があるかと思う。これに対してこの子どもの権利推進委員会の中に、事業主は入っていないのではないかと。というのは、子どもを育てている親の意見は出るが、働いている場所の事業主が子育て中の親、つまり職員やスタッフをどう考えているかというところ。ここの部分で苦労している親御さんたちが、多いと感じている。事業主の人たちに対し、どのようにして子どもの権利イコール子どもを育てている親に対してどのように対応しなければならないかというところが大事なのではないかと思います。あと、前回と違い、中学生が委員の中に入っていることはすごくいいなと思っている。これは意見である。中学生は意見を言いにくいとは思いますが、会長さんが良い雰囲気をつくっているのかなと思っている。

⇒担当課) 幼稚園やこども園の代表の方には入ってもらっている。

⇒委員) その方たちは多分、事業主という立場ではなく、園の代表者ということではないのか。

⇒担当課) あと、商工会議所さんにも入ってもらっている。

⇒事務局) 間接的に商工会議所さんを通じて、事業主に啓発していくということにはなるかと思う。

⇒委員) 子どもの権利条例があり、そこにしっかり事業主の役割も書いてあるが、それを知らない事業主が多いということを最終的に言いたい。その部分を工夫していただきたいと思っている。

⇒担当課) 子どもの権利やその条例に関しては、周知も不足している部分もあるので、市民の皆さんにご理解いただけるように周知を図っていききたいと思う。

◎委員) アンケートについて、QRコード入りの通知を配布してロゴフォームを利用して、アンケートに答えるという形になるのか。

⇒担当課) 就学前のお子さんには直接聞かないが、小学校、中学校は今タブレットを1人1台学校で使っているので、教育委員会とも協力して、タブレットで回答できるようにしたいと考えている。

◎委員) 委員のうち中学生以上の子どもの区分に、胆沢中学校の生徒さんが2人入っているが理由はあるのか。

⇒担当課) 毎年順番にお願いしており、校長会選出の委員さんになっている学校にお願いしている。昨年は衣川中学校の生徒さんをお願いしている。

⇒委員) 意見として、もう少し多くてもいいのかなと思う。

⇒担当課) お子さんの委員ということか。参考にさせていただく。

⑥ 第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画の策定（実施予定）

担当課説明（こども家庭課）

◎委員) 資料、第2期奥州市子ども・子育て支援事業計画概要版の3ページに「すべての親が安心して子育てができる視点」とあるが、今、市では医療センターについて活発に審議されている。その中で市長は、安心して妊娠や子育てができるセンターを作ると言っているが、出産に関しては否定している。この資料はいつの時点のものかわからないが、安心して妊娠・出産できる環境の整備と書いてあることとの整合性はどうか。

⇒事務局) これは政策一般ですから事務局の私からお答えする。市長が難しいと議会で言ったのは、分娩機能の先生や助産師さん、麻酔医を集めて行う分娩の科を作るのは難しいということ。なぜかということ、産婦人科分娩の先生にお聞きしたとき、今言ったようなお医者さんだけでなく麻酔医など、関係するスタッフが5、6人以上いないと安全な出産ができないということ。いわゆる命にかかわるため。それがセンター整備までにはできるかということ、基本的には専門家の意見聞いても難しい。岩手県全体の出産施設にしても、岩手県自体の病院を維持することが大変なので、その部分は県の分娩機能が低下しないよう一緒に検討し、各市

町村が協力していくという前提で、奥州市の新病院に置くということは現実的に難しいというもの。その上で、安心して生んでいただく環境を作るということで、その他の政策の中で、例えば病院に行くときのタクシー券の助成や、体調が悪いときにホテルに泊まり病院に行くときの宿泊代を支援するとか。あとは産前産後、助産師さんとか保健師さんなど専門の方が初めての出産などで不安になるような部分のケア、支援をすでに始めている。こういう部分で、この計画に記載の、安心して出産できるような環境を整えている。理想としては分娩までできればいいのだが、今時点ですぐ分娩できる医師やスタッフの確保が難しいというもので、市長が否定しているわけではなくて、新病院にそういう科を作ることが今は難しいという答弁だった。

⇒委員) 奥州市で年間どれぐらいの出産があるか。私は500人ぐらいあると聞いているが、それぐらいあるのか。

⇒担当課) 月に50人ぐらいは生まれている。

⇒委員) 結婚した人たちが、奥州市で出産できないのであれば、例えば金ケ崎とか北上、一関の方に行って、そっちで家建てるとかなという話もあると耳にする。もしできるのであれば一番優先するのは出産施設があるということ、その若い人たちの安心感に繋がると思う。以前にも質問したことがあり説明を受けたので、私も納得したのだが、必ずしもお医者さんではなくても、保健師さんの中にも助産師の資格も持っている人もいると思う。昔はそれで間に合っていたが、今はそういうふうに難しくなっていることを疑問に思う。その辺はどうか。

⇒事務局) 奥州市がどうのこうのではなく一般論で言うと、出産のときにレアではあるが死亡する場合がある。その時にお医者さんも含めて訴訟問題に発展してしまう。そういうことからお医者さんも複数、麻酔医や看護師さんという体制でないとリスク出産の時の命を守れないということ。なぜ昔は産婆さんや助産師さんでよかったのかと言えば、そこまで厳密に訴えられたケースがなかったのかもしれない。お医者さんも時代とともに変わってきているので、1人でもきちんと出産させなければならない、そのためには安全安心な医療体制でなければならないということである。奥州市にそういうところがないのは残念だが、県の機能をお願いしながら、今はやっていかなければならない

⇒委員) 昔と違って結婚が遅くなっていることにより、高齢出産が多くなったことも影響しているのではないかと私は捉えている。いずれ、普通の出産ができる環境を整えてほしいというような、市民運動が始まっていると聞いている。

◎委員) このアンケートは、対象者を無作為で抽出するとのことだが、各個人には手紙か何かで郵送するのか。

⇒担当課) 子どもの権利と同様、学校を通して配布を依頼することを考えている。

⇒委員) 匿名だったり、個人が特定されたりしないように、安心してアンケートに答えてもらうような配慮は考えているか。

⇒担当課) 無記名としている。

◎委員) 放課後子ども教室が載っていないのはなぜか。

⇒事務局) 最初に子どもプランをつくるときの意見、国の動きは実は同じなのだが、前回の第5次計画を作るときもご意見をいただいたが、子ども教室と児童クラブをセットでやっているのに、わざわざ計画を2つ作る必要はないのではないかと、1つの計画で進捗管理をしたほうがわかるのではないかとされた経過もあるので、今後進めるときに、子どもプランと子育て計画が一本化できるかも含めて検討することとした。今回、国の通知はまだ来ていないが、それを見ながら今まで通り2本立てにするか一本化するか検討するというところで、進めていきたいと思う。

⇒委員) あえて分ける必要はないと思う。

⇒事務局) 元々こういう計画作りなさいと縦割りで来たため、それぞれ計画名称でやっているが、同じ市でやっているのだから一本にしてもいいだろうという意見があった。それは法律上できないということにはなっていないので、検討させていただきたい。

⑦ 奥州市文化財保存活用地域計画の作成 (実施予定)

担当課説明 (歴史遺産課)

◎委員) 先月、黒石寺で蘇民祭があり、最後ということで盛り上がった。その黒石寺にある仏像も美術工芸品の彫刻の部で国指定になっているものがある。そこで黒石寺の蘇民祭を調べたが載っていなかった。無形民俗文化財にするためには申請しなければならなかったのか。

⇒担当課) 黒石寺の蘇民祭は、国の選択無形という記録保存等の措置を講ずべき文化財に選定されている。岩手の蘇民祭ということで、その記録をとるという文化財になっている。ただし、その記録を取った後に、その上位指定にはなっておらず、法的な支援の対象になっていない。

⇒委員) 申請したりしなくてもよかったということか。ただし、ここに記載されていないということ疑問に思った。

⇒担当課) 記録作成をする文化財というものが、指定文化財とは別にあり、その記録作成をした結果、指定に相当するかどうかを国の方で判断することになるが、黒石寺の蘇民祭は指定文化財にはなっていない。他にも川西の大念仏剣舞も同じ記録保存が必要な文化財という括りになっているが、こちらは国指定になり、今ユネスコにもなったので、そこは国でどういう判断になっているのか不明である。

◎委員) 2つ目の案件でも言ったので、同じ質問をする。奥州市自治基本条例によると、附属機関は「正当な理由がある場合を除き、公募による市民を構成員に含める」と規定されている。2点目は、奥州市市民参画条例の中に「市民参画を実施しようとするときは、複数の方法をとれ」と書いている。1点だけに絞ると、なぜ公募委員入っていないのかを伺う。

⇒担当課) この計画を作るにあたり、普段から文化財に接している方、つまり所有者さんなどを中心に委員構成をしたため、公募という方法はとらなかった。

いいですか。

⇒事務局) 事務局から報告させていただく。自治基本条例規定の周知については、年1回の協働のまちづくり本部会議において、各部署の部課長たちにお知らせしているが、その方法についてまだ足りないということを感じたので、改めて4月に開催する本部会議において再度周知をする。もう1点、市民参画条例の市民参画手続については可能な限り複数となっていると承知している。

⇒委員) より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは複数の市民参画の方法を併用すること、と書いてある。

⇒事務局) この件についてはご指摘の部分もあるので、内部で検討する。

⇒委員) 先ほどの担当課の説明だと、内部の人たちや文化財に携わっている人たちを集めて国にあげていくという方針であれば、無理して複数の市民手続をとらなくてもいいという理由にはなるかもしれない。

⇒委員) もしくは、携わっている方に限定した何か具体的な理由があれば、それを説明していただければ、皆さんが納得するかと思う。

⇒担当課) これにはアクションプランという形で、保存している方が中心になり、その価値を市民の皆さんに分かっていただくことで、今後100年、200年と保存できるようにしていくというもの。その具体的なアクションプランでは、やはりその所有者の方が核になっており、要は所有者の方ができない計画はつくれないという考えがある。よって、今回は所有者の方

をメインに据えたということである。ただし、これを10年くらいで見直す予定になっているので、今回は消費者メインでやってみて、10年後に市民の皆さんも巻き込んだ形でやることも検討できる。

⇒委員) 蘇民祭の意見も出ているので、ぜひ公募委員を入れてほしいと思う。

⇒事務局) 市民参画の担当部署として事務局から。本日欠席の委員さんの指摘事項シートは皆さんにお渡ししているが、その中に「市民の理解を得てつくる地域総がかりの計画であることから、ワークショップとかシンポジウムなど、こういう検討も含めて進めていただきたい」という意見があったので、この内容に留意した上で進めていただきたいと思う。

⇒委員) 関連して。要するに、中山間地域には空き家が増えているが、文化財にする資料も全然保存されずそのままになるということは目に見えている。その点をどうするかということと、あとは資料を集めていくこと、具体的に言うと江刺の米里にもものすごく貴重な資料がある。そういうものをどうするかということも含めて、この文化財保存活用マスタープランなりアクションプランにどう盛っていくのかということを確認したい。

⇒担当課) ついさっきも空き家に文化財があるという相談が来たところ。当課では毎月のように、同様の相談を受けており、それがこの計画を作らなければならないと思ったきっかけの一つでもある。今、空き家が各地で増えており、そういうものをどうやって今後、継承していったらいいのかが課題になっている。やはり何かしらの方向性をしっかり出していかねばならないと考えている。また、個人の方が持っている歴史資料についても、例えば100年後とかにどうするかということについては地域の皆さんとも議論しなければならないところ。この奥州市という地域が育んできた歴史資料を、継承していくためにどうしたらいいかということを決めていかねばならないと考えている。

(2) その他

◎事務局) 事務局から報告させていただく。先ほどの4つ目の案件、第3次奥州市食育推進計画の策定の中で、委員から質問のあった件にお答えする。アンケートの回収率ということだったが、4区分で説明する。まず一般は39.6%、小学5年生は97.0%、中学2年生は94.9%、高校2年生は97.2%となっている。小中高校生については学校を通じて配布しているということで、ほぼ9割以上の回収率になっているという報告である

4 その他

なし

5 閉会